

狛江市男女共同参画推進計画

ともに生きる こまえ 21 プラン



平成22年3月

狛 江 市

* 表紙の絵手紙は、狛江市立古民家園「むいから民家園」です。

は じ め に

すべての女性と男性が互いを認め、責任を分かち合い、その個性と能力を十二分に発揮していく、こうした男女共同参画社会の実現は、21 世紀において、わが国が取り組む最も重要な課題の一つです。

狛江市ではこれまで、平成 13 年に「狛江市女性行動計画 2001～こまえ男女平等推進プラン～」を策定し、この基本計画に基づき、施策・事業を計画的に推進してまいりました。

しかし、昨年男女共同参画に関する市民意識調査を実施しましたが、そこでは「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分業の意識がまだ残っていることが明らかになりました。また、職場や家庭、地域でも、女性の社会参画や雇用等に向けて、固定的な性別役割意識が壁となって立ちふさがっている状況がうかがえます。

このたび、狛江市男女共同参画推進計画策定委員会から、今日的な課題となっている「配偶者等からの暴力の防止」、「仕事と生活の調和：ワーク・ライフ・バランスの推進」や「子育て支援」を取り入れた計画の策定について報告を受けました。

この報告にそって、21 世紀の新しい暮らしのあり方として、労働の場のみの問題だけでなく、家庭や地域の機能の回復、子育てや介護の問題、高齢者の生き甲斐等、男女を問わず幅広い年齢層に共通する施策・事業の総合的な推進を図るために、「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現に向けて、行政だけでなく、市民、市民団体、事業者、関係機関が、連携・協力を強め、さらに確実に施策を積み重ねていくことで、計画の基本理念の浸透を図ってまいります。

計画の策定にあたり、市民意識調査の実施、市民説明会等の開催にご協力いただいた市民の皆様、また、パブリックコメントで貴重なご意見を寄せられた方がた、そして、計画策定にご尽力くださいました狛江市男女共同参画推進計画委員会の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

狛江市長 矢野 ゆ た か

目次

1	計画の意義	1
2	計画期間	1
3	法律等、各種計画との関連	1
4	計画の推進	1
5	狛江市における男女共同参画の現状と課題	3
6	計画の基本理念	1 1
7	市・事業者・市民の役割	1 2
8	男女共同参画推進施策	1 3
9	性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	3 8
10	推進体制の強化	4 4

資料編

1 計画の意義

本計画は、男女が自立した個人として互いの人権を尊重しつつ、あらゆる分野で男女共同参画する社会の実現を目的とする計画です。

策定にあたっては、平成 13 年 3 月に策定された狛江市女性行動計画 2001「こまえ男女平等推進プラン」を発展的に引継ぎ、改定し策定しました。

本計画の第 9 章は、ドメスティック・バイオレンスの予防と被害者支援の取り組みとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく、狛江市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)として策定しました。

2 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度を目標年度とする 5 ヶ年計画とします。平成 26 年度に計画の見直しを行います。

3 法律等、各種計画との関連

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づき市が策定する、男女平等推進に関する施策についての基本的な計画です。

計画策定にあたっては、関係法令や各種計画等との整合性を図り策定しました。

4 計画の推進

(1) 推進体制

全庁にわたる横断的な推進体制としての「庁内推進会議」等による総合的な施策の推進と調整を行い、市は率先して男女共同参画を実践します。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画推進をめぐる課題は、あらゆる分野に深く根ざしています。男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民・事業者等と市との連携や協働は欠かせません。市・市民・事業者等が様々な分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことが望まれます。

(3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や東京都が広域に実施すべき事項等については、国や東京都、他の関係機関との連携を図っていきます。

(4) 計画の進行管理

男女共同参画推進に係る施策事業については、毎年、庁内において推進状況調査報告と評価を行うことにより計画の進行管理を推進していきます。

(5) 市民参加による計画策定

計画策定のプロセスは、市民参加手続きによる公募市民委員と学識者、有識者、市職員による計画策定委員会を設置し、専門的な視点から今日的な課題を討議する部会としてDV（ドメスティック・バイオレンス）部会、子育て支援部会、WLB（ワーク・ライフ・バランス）部会を委員会内にあわせて組織し、重点施策・事業の内容等を検討しました。

部会長による専門的なレクチャー（説明）の実施

策定委員への専門的な知識・近況情報の提供・説明により委員相互の意見交換や計画に対する合意形成が円滑に行われました。

各部会テーマに沿った最新情報の収集と反映

策定委員への専門的な最新情報の提供・説明により専門性の高い意見交換と的確な計画内容の策定が円滑に行われました。

新たな施策の取り組みと計画への反映

配偶者暴力や人権侵害の根絶に向けての予防と被害者支援、ワーク・ライフ・バランスの取り組み、子育て支援体制の充実が重要であることを位置づけ、委員相互の意見交換を活発に行い、既存プラン内容の修正や新たな取り組みを反映した計画となっています。

市民フォーラム、説明会の開催

計画の骨子案についての市民フォーラムと計画素案についての市民説明会を2回開催し、参加した市民の皆様からご意見をいただきました。

パブリックコメントによるご意見の募集

計画素案に対する意見募集を広報紙折込、市のホームページ等を通して実施しました。いただいたご意見、ご提案を委員会で協議し、計画に反映させました。

あわせて、計画の愛称を募集し、委員会において委員の総意をもって決定いたしました。

5 狛江市における男女共同参画の現状と課題

(1) 男女平等意識の現状と課題

家庭・職場・地域・行政において、また、教育・保育・介護など、あらゆる場面で既存の性別による固定的な役割意識を撤廃することが必要となります。

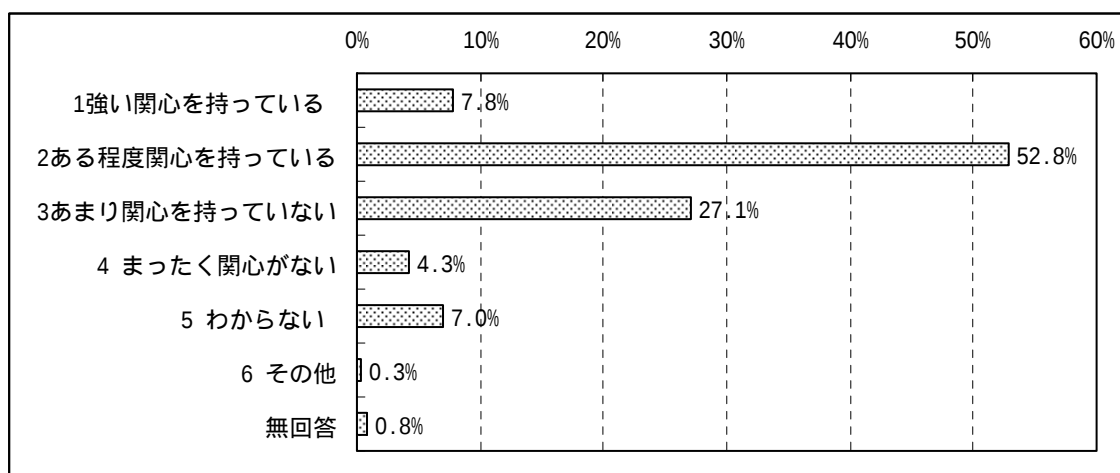
市民意識調査における男女の平等にかかわる国や市の施策などへの関心は、「強い関心を持っている(7.8%)」と「ある程度関心を持っている(52.8%)」をあわせた《関心層》は60.6%です。「あまり関心を持っていない(27.1%)」と「まったく関心がない(4.3%)」をあわせた《無関心層》は31.4%で、3人に1人の割合を占めています。

「こまめ男女平等推進プラン」の男女平等意識の確立に関わる48の事業は、男女平等意識を育む学習教育として、男女平等に関する人権教育や進路指導における男女平等の推進などの5事業を推進しています。多様な学習機会の確保としての事業は、女性フォーラム等の実施や再就職支援講座の実施などの12事業を実施しています。次に、地域活動への支援は、女性団体ネットワークづくり支援や社会教育団体の支援(女性団体)などの11事業を推進しています。家庭における意識改革に関わる事業は、家庭における男女平等教育の推進に関わる周知啓発事業やママパパ学級などの10事業を実施しています。男女平等社会の形成に関わる事業は、女性施策推進状況の調査や女性問題講演会の実施などの10事業を推進しています。

男女平等意識の確立に関わる事業の推進状況は、達成度評価において「達成：11事業」、「ほぼ達成：16事業」と全事業の6割弱が推進されている状況にあり、男女平等意識を育む学校教育、家庭における意識改革などに関わる事業となっています。一方、「達成できていない：8事業」、「未実施：6事業」は、市独自パンフレット作成や社会教育事業の充実(女性団体研修会)などで3割弱に達しています。

今後、男女平等意識を高めていくには、30%の《無関心層》への周知・啓発を推進するとともに、達成できていない事業や未実施の事業について、事業推進上の残された課題を検討し、事業実施に向けた取り組みが課題となっています。

■ 男女の平等にかかわる国や市の施策などへの関心 (H21 市民意識調査)



(2) 女性の人権・健康・女性に対する暴力をめぐる状況と課題

女性の人権を守るためには、女性に対する暴力は人権侵害かつ犯罪であることを社会的に周知する必要があります。狛江市においてもこのことは緊急の課題となっています。市民意識調査における職場内でのセクシュアル・ハラスメント行為についての回答では、「セクシュアル・ハラスメント行為はなかった」が7割に達していますが、一方で、「容姿や年令、身体的な特徴について話題にする」や「性的な話をする、質問をする」など残る3割の職場において、多くのセクシュアル・ハラスメント行為が発生している回答結果となっています。

女性の健康を支援するための必要な施策・事業の回答では、「健康診断、がん検診、疾病予防対策」が最も多く7割弱、次いで、「女性のための健康教育・健康相談」、「妊娠・出産期における母子保健の充実」と続いています。

女性も男性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、お互いの人権を尊重する意識を育てることが大切です。特に女性は妊娠・出産をはじめとして自分の身体にかかわることを自己決定する権利を有し、それを尊重するという考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を浸透させることが必要です。(23ページ参照)

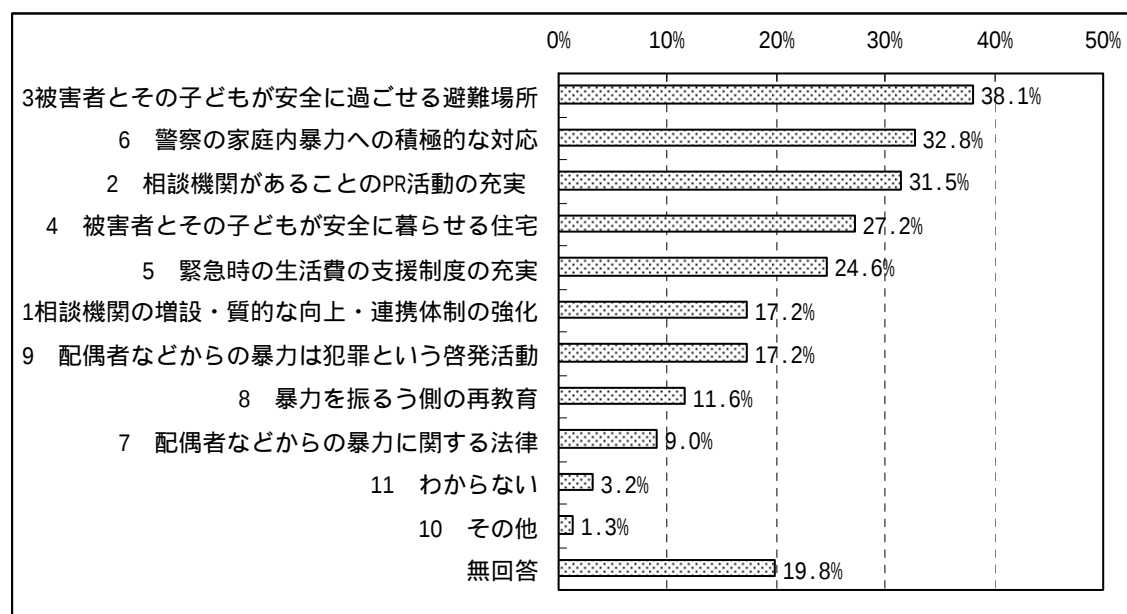
配偶者や恋人などからの暴力については、1年以上前の「大声で怒鳴られた」割合は、4人に1人の割合に達しています。また、わずかですが1年以上前に、「命の危険を感じるくらいの暴力を受けた」との回答もありました。

配偶者・恋人から暴力を受けたときの相談についての回答では、「相談しなかった」が6割以上となっています。相談した方は、3割弱に止まっています。

相談するところの認知度においても、2割強の方が「どこも知らない」と回答しています。

今後は、言葉の暴力も暴力であることを広く周知・啓発するとともに、相談先や被害者とその子どもが安全に過ごせる避難場所(シェルター)の確保や相談機関があることのPR活動の充実などの取り組みが課題となっています。

■ 暴力に対する必要な対策や支援 (H21 市民意識調査：複数回答)



(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の現状と課題

「こまえ男女平等推進プラン」における政策・方針決定過程への女性の参画に関する 56 事業の推進状況は、「達成：9 事業」、「ほぼ達成：11 事業」と全事業の 3 割強に止まっています。一方、「達成できていない：3 事業」、「未実施：20 事業」で全事業の 4 割に達しています。

「こまえ男女平等推進プラン」の 6 つの大綱の内、未実施の割合が最も高い状況にあります。また、「評価なし」の事業の割合も全事業平均を大幅に上回っています。未実施の事業は、市政に参画する情報提供、NGO ・NPO 活動への参画の支援となっています。(26 ページ参照)

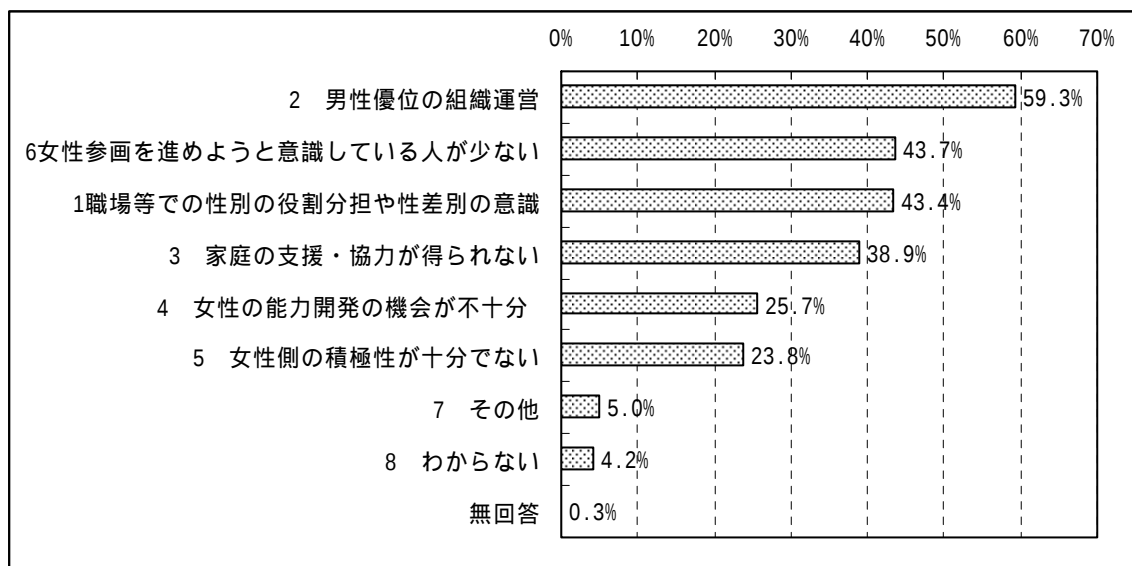
市民意識調査における政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が進まない理由についての回答では、「男性優位の組織運営(59.3%)」が最も多く、次いで、「女性参画を積極的に進めようと意識している人が少ない(43.7%)」、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識(43.4%)」となっています。

市政、市民活動などにおける女性参画の状況は、まだ十分とはいえません。あらゆる組織運営面での男性優位の見直しや方針決定過程への女性参画の意識向上、性別による固定的な役割分担意識の改革などが課題といえます。

市のすべての審議会・委員会などにおいては、積極的に女性を登用し、最終的には男女対等な人員構成を目指す必要があります。

■ 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が進まない理由

(H 21 市民意識調査：複数回答)



(4) 就労環境・仕事と生活の調和について 現状と課題

「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」などの法律改正に伴い男女格差の是正は徐々に進んできていますが、まだ多くの場面で男女格差が残っています。

市民意識調査においても、「職場における、仕事の内容や待遇面で性差別の経験」の回答では、「女性に対して平等である(36.6%)」が最も多く回答されていますが、一方では、「男性に比べて、女性の昇進・昇格が遅い、または望めない(31.4%)」、「男性に比べて、女性の採用が少ない(25.7%)」、「女性には就けないポスト・職種がある(21.5%)」等となっています。平等の職場がある一方で、まだ性差別が続いている職場が2割前後ある状況を示しています。

社会経済が低迷している現状において、女性の就労は今後も増加する見通しです。しかしながら、女性にとって子育てをしながら仕事を続けていく上で、職場条件の改善や子育て支援策は、十分とはいえません。また、子育て中の女性が新たに就労することは、そのための保育支援も含めて困難な状況です。性別に関係なく、自己の意思と責任により選択できる就労環境の整備が必要であり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が大きな課題といえます。

ワーク・ライフ・バランスについての回答では、男性の希望する状態においては、第1位に「仕事と家事とプライベートな時間を両立」を望んでいます。現実の状態では、「仕事を優先」が第1位となっています。女性の希望する状態においては、第1位に「仕事と家事とプライベートな時間を両立」を望んでいます。現実の状態では、「家事を優先」が第1位、次いで「仕事を優先」となっています。男女とも希望と現実の状態は、大きなギャップを示しています。

ワーク・ライフ・バランスのために必要な施策についての回答では、「労働条件の整備(労働時間短縮、フレックスタイム制の普及等)」「働く場の確保・再雇用制度の推進・充実」などの雇用労働条件に関する施策や「保育園・学童保育所など子育て環境の整備・充実」がいずれも3割を超えています。次いで「家族や配偶者(パートナー)の理解・協力」、「育児・介護休業制度の普及」、「ホームヘルパーなどの在宅福祉と特養老人ホームなどの施設福祉の充実」などが求められています。全体としては、少子・高齢社会に関する施策や行政サービスの向上や制度の充実を求める施策が求められています。

ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、男性の「仕事と生活の両立」についての意識啓発が必要であり、あわせて事業者には、女性労働者の能力発揮を促進し、職域拡大のための積極的取り組みが求められ、市には、関係機関と連携した事業者への就労環境の改善や育児・介護休業の取得促進指導などの地域社会全体での取り組みが求められています。

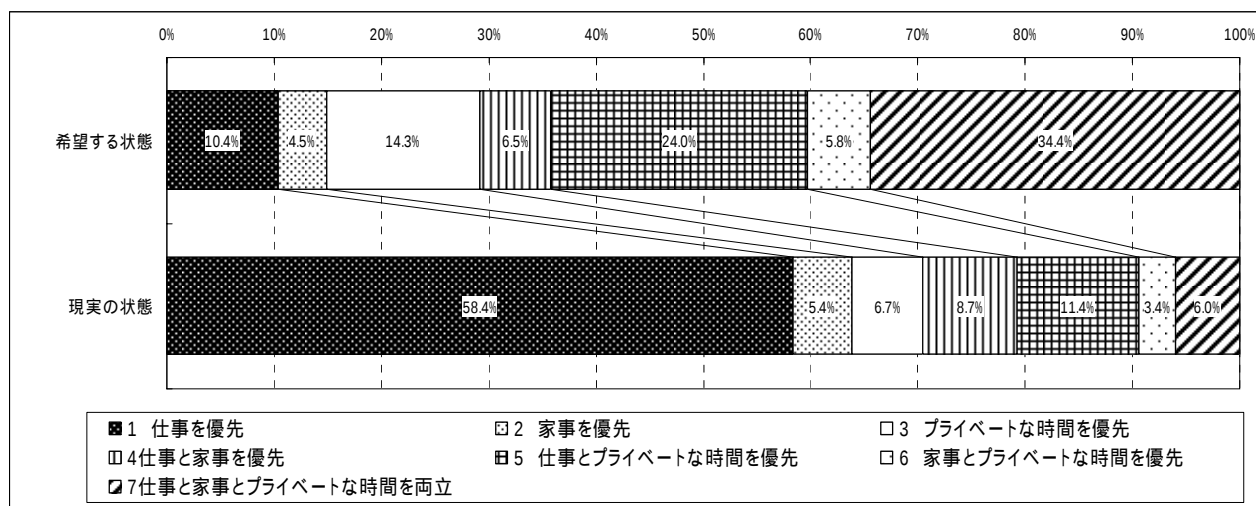
フレックスタイム制:(flexitime system)とは、労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つである。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯(フレキシブルタイム)に分けて実施するのが一般的。

○ 市民意識調査結果 ワーク・ライフ・バランス（希望と現実）

■ 男性の希望と現実

希望する状態では、34.4%の方が「仕事と家事とプライベートな時間を両立」、24.0%の方が「仕事とプライベートな時間を優先」を望んでいますが、現実の状態においては、58.4%の方は「仕事を優先」が第1位、次に11.4%の方は「仕事とプライベートな時間を優先」となっています。

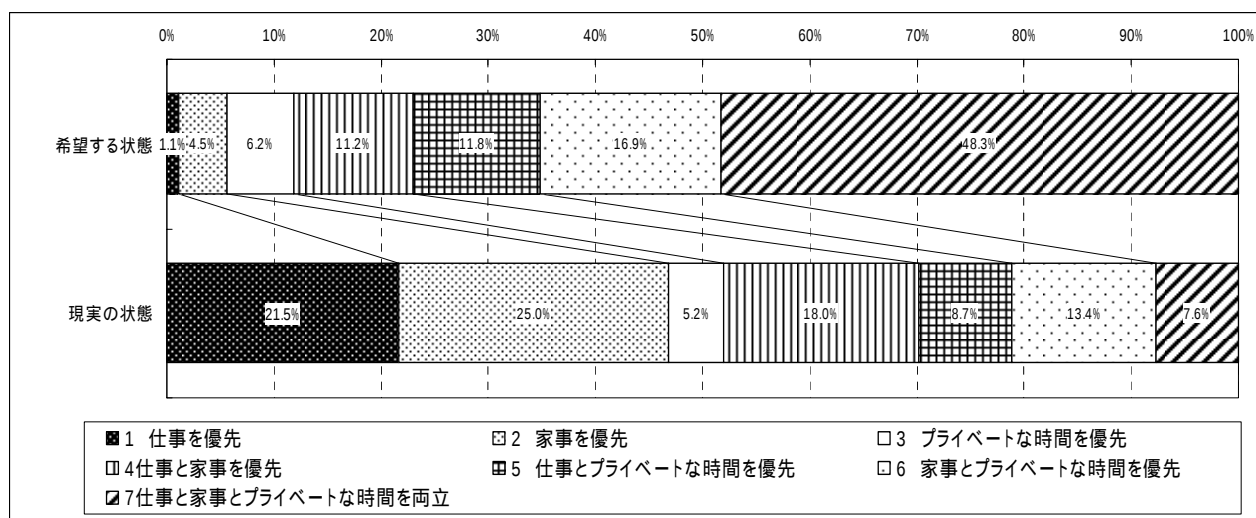
「仕事と家事とプライベートな時間を両立」の希望と現実には大幅な格差があり、現実には、仕事に追われている状況を示しています。



■ 女性の希望と現実

希望する状態では、48.3%の方が「仕事と家事とプライベートな時間を両立」を希望し、16.9%の方が「家事とプライベートな時間を優先」を望んでいますが、現実の状態においては、25.0%の方は「家事を優先」が第1位、次に21.5%の方が「仕事を優先」となっています。

「仕事と家事とプライベートな時間を両立」の希望と現実には大幅な格差があり、現実には、家事と仕事に追われている状況を示しています。



(5) 育児(子育て環境)・介護における状況と課題

市民意識調査の「男は仕事、女は家庭」という考え方についての回答では、「そう思わない」が最も多く、次いで、「どちらともいえない」「そう思う」となっています。いまだに「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方を持っている方が約1割強もいます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の主な理由についての回答では、「男性は仕事、女性は家事・育児に向いているから(36.5%)」が最も多く、次いで、「夫婦の役割をはっきりと分けるほうが仕事も家庭もうまくいくから(23.5%)」、「家族を養うのは男性の責任で、子育てや夫の世話は女性の責任だから(17.6%)」と男女の固定的な役割をもち続けている結果となっています。

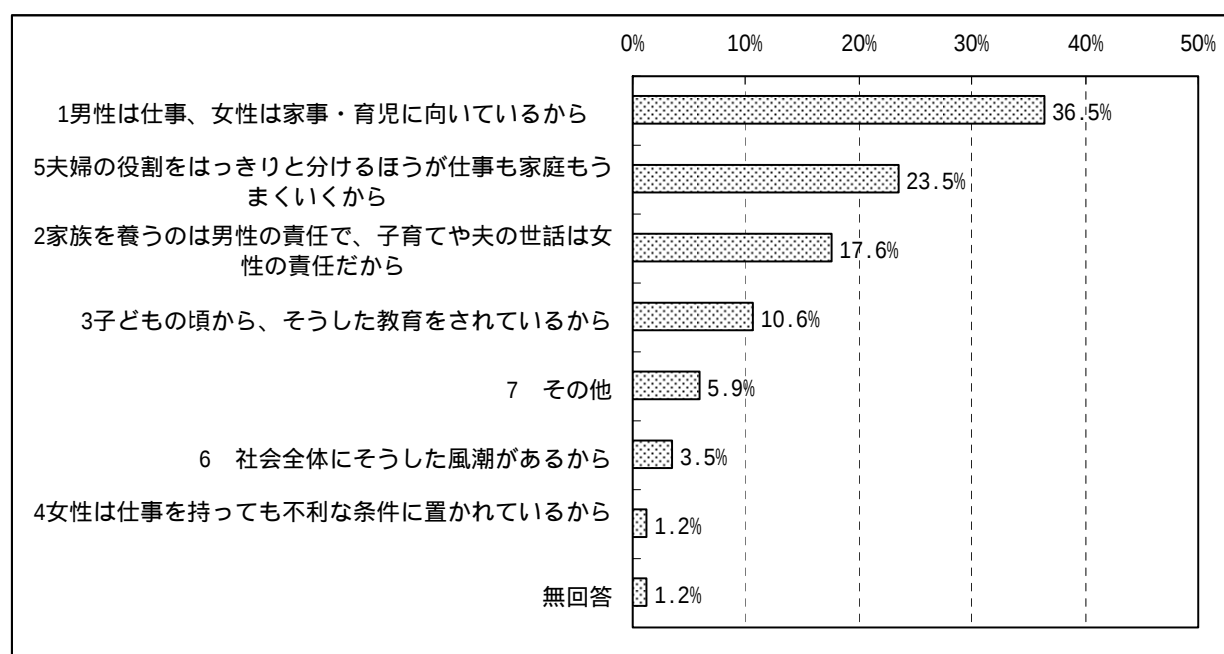
子育ての関わりが十分でない原因についての回答では、「仕事が忙しすぎるため(53.9%)」が最も多く、次いで、「育児休業制度が不十分または利用しにくい(15.7%)」となっています。

保育所入所の待機児童の解消は、いまだ達成されていません。これからの高齢者世帯と要援護者(要支援・要介護)の増加や女性の社会進出に対応して、保育・介護サービスの充実と地域で支え合う福祉を進めるためのまちづくりを展開する必要があります。男性の地域活動への積極的な参加が求められています。

同時に、保育・介護における男性の責任の自覚とともに、男女の固定的な役割意識の改革を積極的に推進していくことが急務な課題です。

事業者には男女労働者が育児・介護を行いやすくするための配慮が求められています。市には生涯学習による意識啓発をはじめ、人材の確保、保育・介護サービスの充実に関わる総合的な施策の推進が求められています。

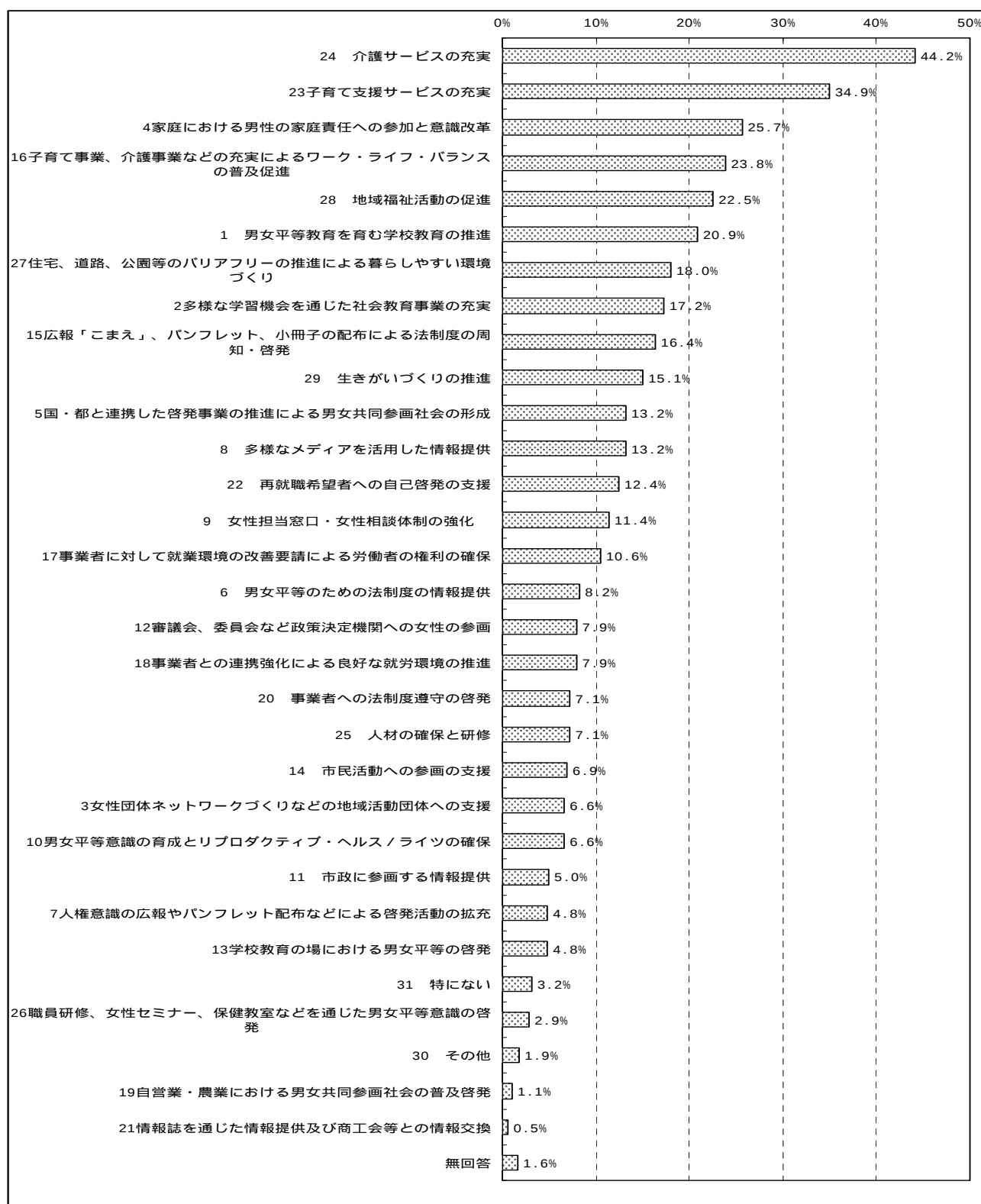
■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方の主な理由(H21市民意識調査)



○ 市民意識調査結果 男女共同参画社会づくりのため、力を入れるべき施策

男女共同参画社会づくりのため、力を入れるべき施策については、回答者の3割が65歳以上となっており、第1位に「介護サービスの充実」が挙げられています。次いで、「子育て支援サービスの充実」、「家庭における男性の家庭責任への参加と意識改革」、「子育て事業、介護事業などの充実によるワーク・ライフ・バランスの普及促進」、「地域福祉活動の促進」、「男女平等教育を育む学校教育の推進」と続いています。

■ 男女共同参画社会づくりのため、力を入れるべき施策（H21 市民意識調査：複数回答）



(6) 計画推進・行政の体制の状況と課題

計画の推進状況を管理する体制としては、平成 13 年度から庁内に「こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部・推進会議」を設置し、「こまえ男女平等推進プラン」に関するすべての施策・事業について推進状況調査を実施し、事業達成度、残された課題を検討した上での「次年度以降の事業計画について」をとりまとめています。

「こまえ男女平等推進プラン」の推進体制の強化に関わる 13 事業の推進状況については、「達成：3 事業」、「ほぼ達成：2 事業」と全事業の 4 割弱に止まっています。一方、「達成できていない：2 事業」、「未実施：4 事業」と全事業の 4 割強に達しています。達成できていない事業、未実施の事業は、男女平等条例の制定や審議会の設置、オンブズパーソン制度の設置検討などとなっています。

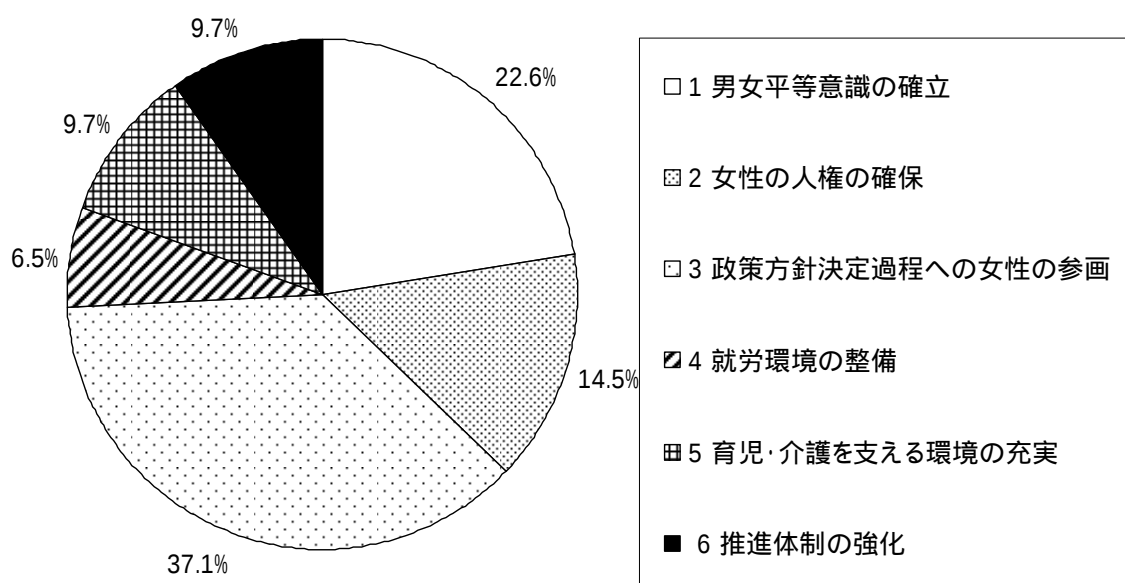
「こまえ男女平等推進プラン」の 6 つの大綱の内、未実施の割合は、政策方針決定過程への女性の参画に次ぐ高い状況にあります。また、ほぼ達成の割合は、最も低い状況にあります。

あらゆる事業推進において男女共同参画の意識改革が必要です。市が設置する審議会や委員会においては、女性が登用される分野に偏りが無いような人選が求められています。

保育・教育・保健・介護・行政に携わる全ての人が男女共同参画の視点を持ち、市は、従来のやり方を見直し、積極的に男女共同参画施策を推進することが求められています。

今後とも、計画の推進状況の管理については、狛江市男女共同参画推進計画に応じた「庁内推進本部・推進会議」を設置し、計画推進に努めていく必要があります。

■ 推進状況調査書による施策・事業の見直し再検討（見直し件数構成比）



6 計画の基本理念

男女共同参画社会は、すべての市民一人ひとりの人権尊重を基盤とします。男女共同参画の実現は、引続き地域社会の形成において最優先な課題としてあります。

性別に起因する暴力（配偶者暴力）や人権侵害の根絶に向けての予防と被害者支援の取り組みは欠かせません。

また、男女ともに仕事と家庭、地域社会の一員としてバランスの取れた生活を築くこと（ワーク・ライフ・バランス）が大切と考えます。

そのためにも、子育てや介護においては、家庭内での男女による協力と、企業、地域全体での支援体制の充実が重要です。男女が平等で一人ひとりが尊重される社会の実現に向けて、市は、市民との連携・パートナーシップ を大切に施策の推進に努め、次の考え方を計画の基本理念とします。

1 性別による差別を受けることなく、男女平等の視点に立って意識改革を続け、性差別を撤廃し、個人の尊厳が保障される社会

2 男女とも、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会

3 子育て、介護等の家庭的責任を男女で共有し、職場、地域活動においても、従来の固定的な性に基づく役割を強制されたり、それに縛られたりすることなく、責任を分かち合う社会

4 男女が、政治、行政、その他の社会生活において、あらゆる活動に平等な立場で参画する社会

5 女性の生涯にわたる性と健康の権利を保障する社会

パートナーシップ：(Partnership) は、行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

7 市・事業者・市民の役割

本計画の施策を推進するため、狛江市における市・事業者・市民のそれぞれの役割を、次のとおりとします。

(1) 市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民、事業者及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施に当たっては、市民、事業者等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。

事業者は、市が行う男女共同参画推進の施策に協力するよう努めなければなりません。

(3) 市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。

市民は、市が行う男女共同参画推進の施策に積極的に関わり、協力し、見守るよう努めなければなりません。

8 男女共同参画推進施策

1) 施策の大綱

基本理念とそれぞれの役割に基づき、狛江市の課題の解決に向け、総合的な男女共同参画施策を定めるとともに、計画期間における目標を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

市・事業者・市民は、それぞれの立場において努力し、お互いに研鑽し合いながら、この目標の達成に努めます。

市は、施策の大綱に基づく計画の進行管理に向けて、推進体制の強化に努めます。

【施策の大綱】

1 男女平等意識の確立

2 女性の人権の確保

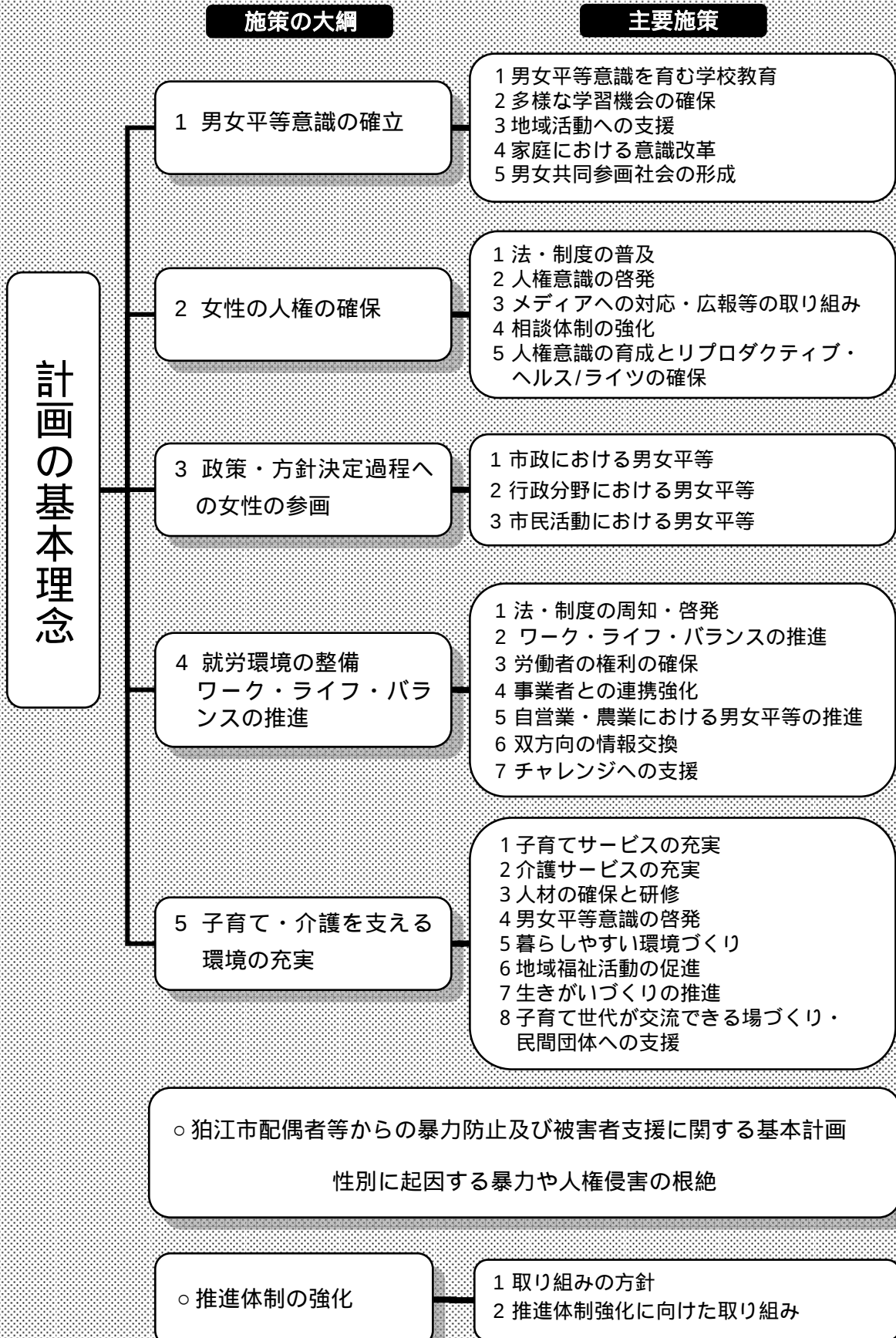
3 政策・方針決定過程への女性の参画

4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスの推進

5 子育て・介護を支える環境の充実

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

【施策体系図】



2) 重点施策について

- 新たな施策の取り組みと計画への反映

男女共同参画推進計画を進めるうえで、配偶者暴力や人権侵害の根絶に向けての予防と被害者支援に関する施策・事業については、新たに作成する基本計画として位置づけており、計画の見直しの最も重要な基本施策となっています。

次に、今日的に取り組むが必要な施策としては、「仕事と生活の調和：ワーク・ライフ・バランス」の取り組みとともに子育て支援体制の充実が叫ばれています。

ワーク・ライフ・バランスの取り組みについては、民間事業所への取り組みが大切であり、先進事例を参考に如何にして狛江市の職場環境に適合した施策の導入が必要となっています。

子育て支援の取り組みについては、市としても「狛江市次世代育成支援行動計画」の改定とあわせ、同時並行的に進めているところであり、計画的な調整を必要とする重点施策となっています。

以上、ドメスティック・バイオレンス、ワーク・ライフ・バランス、子育て支援に係る施策については、重点施策と位置づけ、相互連携した施策・事業の展開を図っていきます。

【重点施策】

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶に向けた取り組み

ワーク・ライフ・バランスの推進の取り組み

子育て支援の取り組み

3) 施策の展開

(1) 男女平等意識の確立

【施策の方針】

性別にとらわれない人権の尊重という意識が市民に浸透することが、男女共同参画社会の実現を促進するための基礎となります。家庭・地域・職場・教育・行政において、男女共同参画社会を構築します。

【主要施策】

男女平等意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女平等観を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における適正な男女平等観に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女平等に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

地域活動への支援

地域のボランティア活動やPTA、町会・自治会活動などで、上下関係のない地域活動、イベントを通して男女平等意識を育むために、地域活動の活性化に向けた支援を行います。

家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、アンペイドワークに対する認識や自営業の経営と家計分離の普及啓発等の促進に向け、男女共同参画に関する情報提供を図ります。(20 ページ参照)

男女共同参画社会の形成

市は、本計画の推進に向けて積極的に取り組むとともに、市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

主要 施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業 担当課	事業計画 方針
1 男女 平等 意識 を 育 む 学 校 教 育	1	男女平等に関する人権教育	教職員に対する人権教育研修や人権教育プログラム・人権教育診断シートによる指導。人権教育推進委員会を開催し、教員啓発資料を作成、配布。人権教育全体計画及び年間指導計画の提出により指導・助言	指導室	継続
	2	小中学校における男女混合名簿等の活用	男子優先の意識をもたせることがないように、固定的役割分担意識の払拭について指導	指導室	継続
	3	進路指導における男女平等の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない生き方を考えさせる指導	指導室	継続
	4	教職員研修における男女平等の充実	人権教育研修の実施	指導室	継続
2 多 様 な 学 習 機 会 の 確 保	1	男女共同参画推進フォーラム等の実施	市民向けフォーラムの実施	政策室	継続
	2	男女共同参画に関する市民の活動などに関する資料の整備と情報提供	冊子、講座のチラシなどの配置	政策室	継続
	3	男女共同参画に関する市民の活動などについての資料の整備と情報提供	学習記録の作成、資料の整備	公民館	継続
	4	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	パンフレット、小冊子等の制作、配布	政策室	検討
	5	社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）	女性セミナー、女性問題講座、こまえ市民大学	公民館	継続
	6	公の社会教育講座に伴う乳幼児の保育	女性セミナー、女性問題講座	公民館	継続
	7	女性問題関係図書目録の作成配布	関係図書の集中展示と図書目録の作成	図書館	継続
	8	女性問題関係図書の収集充実と利用の促進	関係図書の収集充実	図書館	継続

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
3 地域活動への支援	1	女性問題に関する知識経験などを地域に還元する仕組の構成	女性問題に関する知識経験を地域に還元する仕組の検討	政策室	検討
	2	男女平等意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター運営協議会へ助成金支出と事業の情報提供 町会・自治会へコミュニティ活動活性化助成金支出と取り組み支援、活動の情報の提供	地域活性化課	継続
	3	公民館だより等による男女平等に関する活動状況の広報	年間4号発行予定	公民館	継続
	4	女性団体ネットワークづくりの支援	女性団体との連携	政策室	継続
	5	子育てネットワークの形成	子ども家庭支援センターにて事業を実施	子育て支援課	継続
	6	社会教育活動への支援（女性団体）	社会教育関係団体に対し施設等の使用料の減免 後援名義の使用承認	社会教育課	継続
	7	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	資料の整備と情報提供	政策室	継続
	8	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	法テラス、ハローワーク等の各機関の情報提供	子育て支援課	継続
	9	公民館活動団体の連携支援と情報提供	要検討	公民館	検討
	10	公民館活動団体への保育による支援	活動団体に対し保育実施 保育専用室として、団体に開放	公民館	継続

法テラス：日本司法支援センターの愛称で、総合法律支援法に基づく法人。

日本中で法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関である。法テラスは、「法で社会を明るく照らす」陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする」という思いを込める。2006年4月10日に設立され、同年10月2日に業務を開始する。

主要 施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業 担当課	事業計画 方針
4 家庭 にお ける 意識 改革	1	家庭における男女平等教育の推進	啓発紙や情報冊子等を活用し、周知、啓発を行う。	政策室	継続
	2	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	啓発紙や情報冊子等を活用し、周知、啓発を行う。	政策室	継続
	3	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	障がい者介護の情報提供及び相談窓口等の充実	福祉サービス支援室	継続
	4	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	シルバーガイドブック最新版を発行、地域包括支援センター・総合相談窓口・認定調査時に配布。男女相互協力、社会的支援の下、家族で介護の役割を果たし、男女共に介護以外の活動時間を十分に持つことを目指す。	介護支援課	継続
	5	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	ママパパ学級年 10 回実施	健康支援課	継続
	6	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	家事、育児等の啓発項目を加えた新たな子育てガイドブックにより行なう。	子育て支援課	継続
	7	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	女性セミナー・、女性問題講座、こまえ市民大学を実施	公民館	継続
	8	両性の尊重と性にかかわる教育の推進	人権尊重教育、家庭における両性の尊重と性にかかわる教育の適正実施	指導室	継続
	9	アンパイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる情報の提供	資料により情報提供	政策室	継続
	10	アンパイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる普及・啓発	窓口やセミナー開催時にパンフレット等で周知	地域活性課	継続

主要 施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業 担当課	事業計画 方針
5 男女 共同 参画 社会 の 形成	1	男女共同参画に関する市民意識調査	計画見直し時期に実施	政策室	実施予定
	2	国、都、他の自治体等の資料収集	国・都・他の自治体からの資料の収集、配布	政策室	継続
	3	国、都、他の自治体等の資料収集	P R の資料は配架。ポスター掲示 送付冊子類は、西河原公民館図書室で収集と整備	公民館	継続
	4	広報「こまえ」による男女共同参画に関する広報	情報提供のため広報への掲載	政策室	継続
	5	女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法及び実態の調査研究	起業相談は商工会での相談	地域活性課	継続
	6	男女共同参画施策推進状況の調査	毎年度、事業計画、事業実績、評価の形式で実施	政策室	継続
	7	国・都・区市町村との連携	研修、講演会、会議の参加及び情報交換と連携	政策室	継続
	8	女性問題講演会の実施	女性セミナー、女性問題講座、こまえ市民大学の実施	公民館	継続
	9	売買春をなくすための啓発	継続実施	政策室	継続
	10	国・都への法整備の要請	必要な際に要請	政策室	継続
	11	男女共同参画についての標語等の募集	市民が男女共同参画に親しむシンボルマークや標語等を募集	政策室	新規

アンペイドワーク

賃金の支払われない家事労働（家事・育児・介護）などは無償労働（アンペイド・ワーク）といわれ、その大半は専業主婦を中心とする女性が担っている。1990年代後半以降、無償労働を社会的に評価する必要性が強調されている。

(2) 女性の人権の確保

【施策の方針】

女性に対する身体的・精神的・性的な暴力は人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。多様なメディアの発達、男女平等意識が広く市民に浸透するための有効な手段となる一方で、性の商品化など女性の人権侵害を生み出す要素となっています。市は関係機関と協力して、被害の防止と被害者への支援を進めます。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の概念を社会全体に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を維持できるよう支援します。女性も男性もそれぞれの身体の特性を十分に理解し合い、思いやりをもった社会こそ男女共同参画社会であると考えます。

【主要施策】

法・制度の普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。

人権意識の啓発

セクシュアル・ハラスメント やドメスティック・バイオレンス が女性の人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また、男性が暴力によらない問題解決の方法を身につけるよう、加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組みます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女平等に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発に取り組みます。

メディアへの対応・広報等の取り組み

メディアを通じて様々な場面における女性参画の姿が広く知られることが、男女平等意識の啓発と女性の人権を守る大きな力となることから、多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

メディアによりもたらされる情報は個人の意識や社会に与える影響が大きいことから、固定的な性別役割分担や女性を性の対象とする、男女の人権侵害につながる可能性のある表現について、男女平等の視点からの配慮が必要です。

市が作成する広報、出版物等はその表現が社会的基準とみなされることから、特に表現への配慮が必要です。また、市民のメディア・リテラシー（情報活用能力）を育成し、身につけることができるよう、情報提供と学習機会の提供・支援を行っていきます。

相談体制の強化

夫・パートナーからの暴力等、苦情や相談を受け付ける身近な窓口の設置と、中・長期的な自立に向けた支援や被害者の精神的なケアを実施できるよう、既存の一時避難場所の紹介や配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討等、関係機関や民間組織と連携して取り組みます。

あわせて、専門相談体制の整備や専門性を備えた女性職員の拡充等の相談体制の充実を図ります。

人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ の確保

幼児期から青少年期におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及と実践が大切なことから、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

思春期、月経時、妊娠、出産期、更年期、高齢期等、女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進します。

セクシュアル・ハラスメント

職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）「相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。例えば、「職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる」といった性別を問わない用例である。

異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動（職場に水着写真を貼るなど）をすることや、自分の行為や自分自身に対して、相手が「不快」であると考えているのも関わらず、法令による場合や契約の履行以外での接触を要求すること、同性同士で同様の言動をすることも含まれる。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＢ）

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す。身体的虐待：殴る・蹴る・突き飛ばす・髪を引っ張る・押さえつける・首を絞める・物をぶつける・物を使って殴る・物を壊す・熱湯や水をかける・煙草の火を押しつける・唾を吐きかける・部屋に閉じ込める・怪我をしているのに病院へ行かせない、などといった一方的な暴力行為。靴下を近づける、素足を顔に近づける等。精神的虐待：恫喝したり日常的に罵る・無視する・無能役立たずと蔑む・他人の前で欠点をあげつらう・友人と会わせない・終始行動を監視する・出て行けと脅す・別れるなら死ぬと狂言自殺する・子どもや身内を殺すなどと脅す・ペットを虐待してみせる・野菜をちぎる、など。ストレスとなる行為を繰り返し行う。性的虐待：性交の強要・避妊をしない・特別な行為を強要する・異常な嫉妬をする、など一方的な行為で、近親間強姦とも呼べる。中絶賛成派は中絶をさせないこともこの中に含まれるとしている。経済的暴力：仕事を制限する・生活費を入れない・家の金を持ち出す・無計画な借金を繰り返す・買い物の指図をする、など。社会的隔離：近親者を実家や友人から隔離したがる・電話や手紙の発信者及び内容を執拗に知りたがる・外出を妨害する、など。

メディア・リテラシー（情報活用能力）

新聞やテレビなどの内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。イギリスやオーストラリアなどの英語圏では、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育がさかんである。日本でもメディアリテラシーの重要性が教育界で叫ばれるようになり、新聞を使った授業などが行われている。メディアリテラシーが充実すると、メディアの実情がわかる消費者がふえ、マスメディア側の立場を危うくするが、マルチメディア時代には不可欠なものである。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

世界保健機関（WHO）はその定義を「人々は安全で満足できる性生活をおくり、子供を産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由を持つべきである。さらに人々は生殖に関連する適切な情報とサービスを受ける権利を有する。その対象はまた、性に関する健康も含まれており、その目的は、生殖や性感染症に関するカウンセリングやケアを受けられるにとどまらず、個人と他人の生活との相互関係を向上させることを目的としたものである」としています。ここでは「健康」と同時に「権利」が重視されており、その点からリプロダクティブ・ヘルス/ライツと記載される。

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
1 法制度の普及	1	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都から資料の配布	政策室	継続
2 人権意識の啓発	1	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女平等理解のための職員研修を実施	職員課	継続
	2	男女平等に関する人権意識の啓発	人権週間の中で、パネル展、狛江駅前での街頭啓発などを実施	政策室	継続
3 メディアへの対応	1	多様なメディアを活用した情報提供	広報、ホームページを活用し情報提供。主管課からの依頼により、関連記事を報道機関に情報提供	政策室	継続
	2	メディア・リテラシー（情報活用能力）向上の支援	メディア・リテラシーに関する講座の開設の検討	公民館	検討
4 相談体制の強化	1	女性問題担当窓口・女性相談の強化	「女性の悩みごと相談」毎月第2・4・5水曜日に開設	政策室	継続
	2	女性問題担当窓口・女性相談の強化	母子自立支援員による窓口及び電話相談	子育て支援課	継続
	3	女性への暴力等の人権相談の充実	毎月第3木曜日、人権身の上相談実施	政策室	継続
	4	女性への暴力等の人権相談の充実	母子自立支援員による対応。関係機関との連携による相談、支援活動、情報提供	子育て支援課	継続
	5	24時間受付体制ホットラインの整備	24時間受付体制ホットライン整備の検討	政策室	検討
	6	緊急一時保護事業の実施	既存の緊急一時保護施設の紹介、活用と自立支援	子育て支援課	継続

主要 施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業 担当課	事業計画 方針
5 人権意識 の育成とリ プロダク ティブ・ ヘルス /ライツ の確保	1	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	マタニティマーク配布	健康支援課	継続
	2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透	情報提供	政策室	検討
	3	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透	ママパパ学級を実施	健康支援課	継続
	4	性にかかわる指導の適正実施	保健・生活指導主任会で性にかかわる指導の考え方、進め方を指導 各学校が指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室	継続
	5	家庭における両性の尊重と性教育の推進	啓発紙などによる周知	政策室	検討
	6	家庭における両性の尊重と性教育の推進	女性セミナー ・ 、女性問題講座、こまえ市民大学を実施	公民館	継続
	7	テレフォン健康相談の実施	要検討	健康支援課	検討
	8	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問	健康支援課	継続
	9	啓発資料（母性保健資料）の作成配布	母子保健バックの交付	健康支援課	継続
	10	父親学級の実施	ママパパ学級年間 10 回日曜日開催	健康支援課	継続
	11	各種健診事業の充実	心身の健康を保持するための検診及び指導	健康支援課	継続

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

【施策の方針】

政策・方針等の意思決定の場への男女共同参画は男女共同参画社会を実現する基盤となるため、政治分野、行政分野、市民活動等における、あらゆる場面での方針決定への女性の参画を進めます。市では、すべての審議会・委員会等において男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう、是正措置をとります。

【主要施策】

市政における男女平等

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

行政分野における男女平等

行政が自ら積極的な男女平等を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の確保に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成となることを撤廃し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう、是正措置をとります。

市民活動における男女平等

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、NGO・NPOや市民団体の活動を支援します。

NGO

「Non-Governmental Organizations,」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、国内・国際の両方がある。日本では、NGOという言葉が、国際的なものとして使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用される。

NPO

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
1 市政における男女平等	1	市政に参画する情報提供	市民委員の公募、審議会など開催予定などについて広報、HPなどにより情報提供	全課	継続
2 行政分野における男女平等	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置をとる。	全課	継続
	2	女性管理職の確保	研修機会を積極的に与え、担当する業務においても企画力・判断力が求められる職場に配置	職員課	継続
3 市民活動における男女平等	1	NGO、NPO、市民活動団体への支援	関連記事を広報及びホームページに掲載	政策室	継続
	2	NPO、市民活動団体への支援	NPOに関する情報提供、NPO法人設立相談、市民活動団体情報誌「わっこ」発行	地域活性課	継続

(4) 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進

【施策の方針】

男女がともに個性や能力を発揮し、自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや高齢者介護などの仕事以外の生活との両立ができる社会にするためには、働き方の見直しを含む「ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) 」を推進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、多様で柔軟な生き方を可能とし、個人の生活を豊かにします。また、企業にとっても生産性の向上が期待できるものです。市は、夫は仕事、妻は家庭といったジェンダー (社会的性別) による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、男性が自らの働き方を見直し、事業者がワーク・ライフ・バランスの推進について理解し、その取り組みを促進するための情報提供等の支援が重要であると考えます。

女性の経済的自立は女性の人権の確立を図る上で最も重要な課題です。しかし、女性の就労状況は厳しく、特に子育て中の女性が新たに就労しようとしても困難な状況です。就労に関わる情報提供と女性の能力発揮の支援を図り、男女一人ひとりが自由に生き方を選択できる社会の形成を推進していきます。

【主要施策】

法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、広報等や関係機関との会議等を通じて、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。

法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連絡体制の強化を図ります。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) 支援の推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

国等や関係機関が実施している育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、市民に対するワーク・ライフ・バランスの講習会や事業者に対する中小企業の取り組み実施事例紹介等の普及促進事業を推進します。

労働者の権利の確保

パートタイム労働や派遣労働等を含め、労働者の権利が確保されるよう国のガイドラインの周知・啓発・情報の提供、相談体制の充実を図ります。

事業者との連携強化

女性労働者の能力発揮の促進や職域拡大のため、企業の積極的な取り組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

自営業・農業における男女平等の推進

女性が家族従業者として正当な評価を得られるよう、自営業・農業における経営と家計分離の普及啓発を図ります。

双方向の情報交換

固定的な性別役割分業意識の解消や会社優先の組織風土の是正に向けて、広く意識啓発のための広報活動を実施します。

また、市民や事業者の状況やニーズを把握するための、労働相談や各種調査の実施、商工会等を通じた事業者との情報交換を進めます。

チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ講習、また、新たな起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

求職者のために一時保育事業を実施する等、子育てサービスの充実により保育支援の強化を図ります。

ジェンダー（gender）

先天的・身体的・生物学的性別を示すセックス（sex）に対する、「社会的・文化的な性のありよう」のことを一般に日本ではジェンダーという（この場合の「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではない）。

一方、欧米においては"gender"は、生物学的性の概念を含み、また文化的な差異とも異なるものとして認められる。

スキルアップ

仕事に必要な技術や技能をスキルというが、これを自ら磨き上げて現在の仕事・昇進には勿論、再就職や、転職を有利にするのがスキルアップである。

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
1 法・制度の周知・啓発	1	労働関係法・制度の周知啓発	労働関係法・制度情報は労働局等作成資料を提供	政策室	継続
	2	労働関係法・制度の周知啓発	関係機関と打ち合わせし、法・制度の改正についてなどの講義、セミナーの実施	地域活性課	継続
	3	育児・介護休業制度の普及・啓発	冊子・パンフレットの配布	政策室	継続
	4	育児・介護休業制度の普及・啓発	関係機関と打ち合わせによる講義内容のセミナーを実施	地域活性課	継続
	5	事業者に法・制度遵守の啓発	関係機関と連携をとりながら、セミナー等により周知	地域活性課	継続
2 ワーク・ライフ・バランス支援の推進	1	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報の収集・提供及び広報・普及啓発	政策室・地域活性課	新規
	2	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	ワーク・ライフ・バランスに関する市民講座などの開催	政策室・地域活性課	新規
	3	ワーク・ライフ・バランス普及促進事業の創設	事業者への中小企業のワーク・ライフ・バランス取り組み実施事例の紹介	地域活性課	新規
3 労働者の権利の確保	1	パートタイム労働者の環境改善の要請	東京都労働情報相談センターを紹介	地域活性課	継続
	2	労働者の権利に関する情報提供	国、都などのチラシ・ポスターなどによる情報提供	政策室	継続
			セミナー実施	地域活性課	継続
4 事業者との連携強化	1	女性就労の実態に関する調査研究	要検討	地域活性課	検討
	2	事業所の良好な就労環境の推進	関係機関と連携をとりながら、セミナー等を実施	地域活性課	継続

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
5 自営業・農業における男女平等の推進	1	経営と家計分離の普及啓発	農家に対して簿記講習会を実施	農業委員会	継続
6 双方向の情報交換	1	性別役割分業意識解消の啓発	国、都などの関連する冊子や他市での講演の情報等を提供	政策室	継続
	2	性別役割分業意識解消の啓発	セミナーでの啓発	地域活性課	検討
	3	労働環境の各種調査把握	関係機関データの活用	地域活性課	検討
	4	商工会等との情報交換	産業保健センター事業に参加、関係団体と随時情報交換	地域活性課	継続
7 チャレンジへの支援	1	起業支援の情報の提供	起業に関する相談は商工会を紹介	地域活性課	継続
	2	再就職希望者への自己啓発の支援	職業能力開発センター事業等の紹介	地域活性課	継続
	3	再就職講座の実施	就職活動に関するセミナーを実施	地域活性課	継続
	4	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、ハローワーク求人情報の毎週配布	地域活性課	継続
	5	チャレンジへの支援	スキルアップ講習会	地域活性課	新規

(5) 子育て・介護を支える環境の充実

【施策の方針】

いつでも、誰もが子どもを産み、育てることができる子育て環境を整備するとともに、地域活動や就労と介護の両立ができる社会をめざします。

子育て・介護に関する市の基本計画を推進し、総合的な環境整備を図っていきます。子育て・介護に関わる人たちに対して男女平等意識の啓発を図り、また、地域全体での支援体制を充実していきます。

【主要施策】

子育てサービスの充実

市は、狛江市次世代育成支援行動計画を策定し、保育所の定員枠の拡大、待機児童の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施するとともに、計画の進行管理に努めます。

子育て支援をテーマとした教育講座の開設などの社会教育事業や広報紙を活用した子育て支援特集号の発行などの広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

身近な子育て情報を発信するための子育て情報ネットワークづくりを推進します。

介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、高齢福祉サービスと障がい福祉サービスに関する情報提供を充実します。

人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。特に、男性保育士や男性ボランティアなどの確保に向けては、施設の改修や学習機会の提供の検討を行います。

男女平等意識の啓発

育児・介護に携わるすべての職員に対して、男女平等についての研修制度を充実させ、パンフレット等の情報提供を行います。男女平等意識の啓発とリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の普及と実践を促進します。

暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共施設、住宅のバリアフリー化等の整備を推進します。

地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいづくりに向けた身近な拠点整備を進めます。

生きがいづくりの推進

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者などの生きがいづくりと能力活用を進めます。

子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援

子育てに仕事にがんばるすべての母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しめたり、子育て相談や遊びをテーマとする「子育てカフェ」など、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めていきます。また、子育て支援を行っている民間団体への支援を進めていきます。

主要 施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業 担当課	事業計 画方針
1 子 育 て サ ー ビ ス の 充 実	1	子育て相談	子育て広場、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化 学童保育所 2 ヶ所の午前開放事業での相談	児童青少年課 子育て支援課	継続
	2	乳幼児保育の充実	認可保育所 9 箇所、認証保育所 5 箇所、認可外保育室 2 箇所で保護者の就労支援 保育園定員弾力化し低年齢児受け入れ	児童青少年課	継続
	3	産休明け保育の充実	引き続き 4 園で、生後 57 日目からの受入を実施	児童青少年課	継続
	4	長時間開所保育の実施	認可保育園は 11 時間、市立保育園等は 11 時間開所後 1 時間延長保育	児童青少年課	継続
	5	一時預かりの実施	一時保育事業（児童青少年課、子育て支援課） 子どもショートステイ事業（子育て支援課）	児童青少年課 子育て支援課	継続
	6	障がい児保育の充実	継続して障がいを持つ子どもを受け入れ 障がい児の保育時間の延長、障がい児の受入月齢引下げ	児童青少年課	継続
	7	放課後児童健全育成事業（児童館・学童クラブ）	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、児童館、児童センター	児童青少年課	継続
	8	障がい児学童保育受入の充実	継続して実施（現在 6 ヶ所）	児童青少年課	継続
	9	認可外保育室運営費助成	認証保育所、保育室補助	児童青少年課	継続
	10	病児保育の充実	狛江すこやか病児保育室での、医師・保育士等の連携	子育て支援課	継続
	11	私立幼稚園への助成	私立幼稚園協会等補助金	子育て支援課	継続
	12	児童放課後健全育成対策の充実	放課後子ども教室推進事業（フリースペース）の充実と運営体制の強化、専用施設の確保	児童青少年課	継続
	13	事業所内託児所設置の要請	要検討	児童青少年課	検討
	14	子育て支援教育講座の開設	子育て支援サポーターの養成などの教育講座の開設	公民館	新規
	15	子育て支援広報	広報紙・ホームページを通じた子育て支援情報の掲載	子育て支援課	新規

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
2 介護サービスの充実	1	在宅介護の支援	就労支援センター開設	福祉サービス支援室	継続
	2	訪問看護ステーションとの連携	継続実施中	健康支援課	継続
	3	介護サービスの基盤整備（人材確保研修等）	介護支援専門員実施研修受講試験の受講要綱の配布	介護支援課	継続
	4	介護保険制度の周知	パンフレットの配布・まなび講座を実施	介護支援課	継続
	5	通所介護の充実	パンフレットの配布・まなび講座を実施	介護支援課	継続
	6	訪問介護の充実	パンフレットの配布・まなび講座を実施	介護支援課	継続
	7	短期入所生活療養介護の充実	パンフレットの配布・まなび講座を実施	介護支援課	継続
	8	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービスなどの相談を受けられるように、関係機関と連絡調整 ケア会議開催	介護支援課	継続
3 人材の確保と研修	1	ボランティア講座の開催	福祉（介護）のまちづくりの学習及び地域課題に対応できる力を養う場としてあいとぴあカレッジを開催し、介護等についての市民の意識を高める。	福祉サービス支援室	継続
	2	男性保育士の確保（正規職員）	保育士の採用は、従来どおり男女を対象に平等・公正に行う。	職員課	継続
	3	男性保育士の確保（嘱託・臨時職員）	採用募集は男女を対象とし、採用の検討を行う。	児童青少年課	継続
	4	育児・介護者等の専門研修の実施	福祉系大学実習生の受入及びガイドヘルパー講習会の実施	福祉サービス支援室	継続
	5	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言 研修会実施	児童青少年課	継続

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
4 男女平等意識の啓発	1	関係職員に対する男女平等意識の啓発	男女平等理解のための職員研修の実施	職員課	継続
	2	家庭における男女平等教育の推進	女性セミナー ・ 、女性問題講座、こまえ市民大学を実施	公民館	継続
	3	関係職員に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの研修	男女平等理解のための職員研修の実施	職員課	継続
	4	健康づくり事業の推進 (健康教室・看護・栄養等教室の開催)	健康大学こまえ219回コースを2回実施予定	健康支援課	継続
	5	自己健康管理システムの充実	要検討	健康支援課	検討
5 暮らしやすい環境づくり	1	高齢者集合住宅 (シルバーピア)の増設	管理運営 増設検討	介護支援課・都市整備課	検討
	2	特別養護老人ホームの建設と機能の充実	ベッド確保は継続	介護支援課	継続
	3	あいとびあセンターの機能の充実	継続実施	健康支援課	継続
	4	住宅のバリアフリーの推進	高齢者、重度身体障がい者(児)に住宅バリアフリー工事に対する補助金交付 高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の説明	介護支援課	継続
	5	道路・公園等のバリアフリーの推進	関係部署に公共的建築物の福祉環境整備基準の遵守を要請	福祉サービス支援室	継続
	6	道路・公園等のバリアフリーの推進	道路補修等緊急工事、交通安全施設整備工事など	環境管理課	継続
	7	道路・公園等のバリアフリーの推進	市道新設改良・維持工事	都市整備課	継続

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
6 地域福祉活動の促進	1	ホームヘルパー派遣制度の充実	障がい者が必要なサービスに係る費用の一部を公費で支給	福祉サービス支援室	継続
	2	心身障がい者(児)緊急一時保護事業の実施	利用者が多いことから、支給時間を減じて事業を継続	福祉サービス支援室	継続
	3	配食サービスの充実	週6回(月～土)まで夕食の配食サービスを実施	介護支援課	継続
	4	入浴サービスの充実	身体障がい者に対して訪問入浴サービスを行う。	福祉サービス支援室	継続
	5	保健センターの充実	継続実施	健康支援課	継続
	6	老人福祉センターの充実	老人福祉センター事業を継続する。	介護支援課	継続
	7	障がい者福祉センターの充実	更生・療養・医療・歯科相談、通所訓練事業等を行う。	福祉サービス支援室	継続
	8	相談機関との連携	障がい者地域自立生活支援センターへ移行した「リヒト」にて相談事業	福祉サービス支援室	継続
	9	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとぴあセンター内のボランティアセンターのつどいで、福祉推進団体の活動の場を持つ。	福祉サービス支援室	継続
7 生きがいづくりの推進	1	市民農園の活用	市民農園にはシルバー区画と福祉区画を設置	地域活性課	継続
	2	高齢者の能力開発講座の実施	成人学習事業「西河原カレッジ」で実施	公民館	継続
	3	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド	健康支援課	継続
	4	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室・大会の実施	社会教育課	継続
8 子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援	1	子育てカフェなどの子育て世代の交流の場づくりの支援	母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談などをできる場づくりへの支援	子育て支援課	新規
	2	民間団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくりなどの支援	子育て支援課	新規

狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

9 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

(1) 計画の目的

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）やセクシャル・ハラスメント等、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。これらの根絶にむけ、性別に起因する暴力についての理解を深めるとともに、関係機関と連携し、相談、保護、自立支援のための取り組みを進めます。

平成 20 年 1 月に ＤＶ防止法が施行され、ＤＶ防止及び被害者の支援のための基本計画を策定することが市町村の努力義務として規定されました。

(2) 計画の位置づけ

市は ＤＶ対策を総合的に推進するため、ＤＶ防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村の基本計画を策定します。

ＤＶ防止法第 2 条の 2 第 1 項に基づき国が定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針に即し、かつ、同法第 2 条の 3 第 1 項に基づく東京都配偶者暴力対策基本計画（東京都基本計画）の内容を勘案して策定するものです。

(3) 計画の期間

狛江市男女共同参画推進計画の計画期間に合わせて、平成 22 年度から平成 26 年度を目標年度とする 5 ヶ年計画とします。平成 26 年度に計画の見直しを行います。

ＤＶ防止法の改正や国の基本方針等の改訂の際には、必要に応じ計画を見直します。

(4) 計画の基本的視点

D V防止法の基本理念に基づき、次の考え方を計画の基本的視点として位置づけます。

1 D Vはどんな理由があっても許されないという認識の徹底

2 D Vの特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援

3 地域課題に即したきめ細やかな取り組みの推進

4 既存のセーフティネット制度の活用

5 東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

(5) 狛江市におけるDV対策

男女共同参画推進に関する市民意識調査の配偶者間の暴力についての調査結果では、1年以上前には、命の危険を感じる暴力を受けたとの回答もわずかでしたがありました。

あわせて医師の治療が必要な暴力を受けた、医師の治療が必要でないが暴力を受けたとの回答もありました。また、大声で怒鳴られたとの回答は、回答者の4人に1人の割合に達しています。

暴力を受けた場合の相談については、相談しなかったとの回答が6割以上となっており、相談した方は3割弱に止まっています。また、相談先の認知度では、警察署が4割弱となっていますが、一方で、どこも知らないと回答した方は2割強となっています。

暴力に対する対策や支援については、被害者と子どもが安全に過ごせる避難場所、警察の積極的な対応、相談機関があることのPR活動の充実などを要望しています。

市では、女性への暴力等の人権相談窓口の開設や緊急一時保護事業などにより、被害者の安全確保と自立支援をDV対策として実施しています。

(6) 施策の大綱

施策の大綱は、配偶者間の暴力に関する意識啓発や広報活動などのドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み、医師や被害者の知人・友人からの的確な通報や情報提供連絡ネットワーク体制の構築や緊急一時避難場所などでの被害者の安全確保と自立支援、相談業務の充実と警察署への通報など関係機関との連携などの現実的な対応を推進します。

1 ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

3 相談業務の充実と関係機関との連携

(7) 施策の展開

ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

DVを根絶するためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取り組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取り組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

配偶者等から暴力を受けた場合の相談相手は、友人・知人が6割弱、次いで家族が5割弱、医師が1割強となっています。

DVを発見し情報提供してもらうためには、被害者から相談を受けた方からの情報提供をはじめとして、学校や児童相談所、民生委員・児童委員、町内会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上での市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行っています。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決にむけて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療においてケガの診断から暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市・警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携して、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

主要施策	NO	事業名	事業概要・目標	事業担当課	事業計画方針
1 DVの予防のための取り組み	1	広報啓発活動の普及	DVのメカニズムや背景、実態そのものを理解するため、様々な機会を通じて広報啓発活動の普及	政策室	新規
	2	デートDVに関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるように、予防のための啓発をする。	政策室	新規
	3	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないことを指導	指導室	新規
2 DV被害者の安全確保と自立支援	1	診察などを通じての発見と対応	健診・診察などを通してDVの発見に努め、被害者の意思と安全を確認した上で、医療機関と連携して速やかに市・警察署に通報・連絡、避難場所への保護など、適切な対応	子育て支援課	新規
	2	関係者による情報提供の周知	市民や医療、福祉、教育、相談窓口などの関係者に対して、DV発見や被害者から相談を受けた際の情報提供について、理解と浸透を図る。	政策室 子育て支援課	新規
	3	被害者の安全確保	既存の一時保護避難場所と連携し、被害者の安全確保を図る。	子育て支援課	新規
	4	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保を図る。	子育て支援課	新規
	5	民間シェルターへの支援の検討	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターへの支援を検討	子育て支援課	新規
	6	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子育て支援課	新規
	7	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む。	政策室	新規

主要 施策	NO	施策・事業名	事業概要・目標	事業 担当課	事業計画 方針
3 相 談 業 務 の 充 実 と 関 係 機 関 と の 連 携	1	ドメスティック・バイオレンス に関する相談窓口の周知	D V相談事業の充実と、D V に関する相談先について周知 を図る。	政策室	新規
	2	関係機関との連携強化	学校、東京都女性相談センタ ーなどとの他に、医療機関や 警察と市の通報・連絡体制の 連携	子育て支援課	新規
	3	庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切 な対応ができるよう、庁内連 携のための組織を通じて連携 強化	政策室 子育て支援課	新規

10 推進体制の強化

(1) 取り組みの方針

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者が男女共同参画を進めやすくするための拠点整備の検討を進めるとともに、市がリーダーシップを発揮し、率先して男女共同参画を実践します。

(2) 推進体制強化に向けた取り組み

男女共同参画推進のための拠点整備

男女共同参画推進施策・事業を着実に推進していくために、専門担当課の設置や人員の補強を目指し、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

計画や事業の推進状況を検討するための第三者機関として、計画推進会議の設置の検討をします。

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討をします。

男女平等条例制定の検討においては、審議会を設置し、市民参加や事業者との協働のもとに検討を進めていきます。

男女共同参画施策の進捗状況等の情報公開にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民への公表に取り組みます。

女性グループへの支援や女性グループ・市民・事業者の相互の交流や連携が必要で、市はネットワーク構築をサポートしていきます。

これらの推進体制強化に向けての男女共同参画推進のための拠点づくりや整備を進めていきます。

狛江市の取り組み

一般行政職における女性割合の30%確保を目標に、市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市内の一事業所として率先して男女共同参画社会の実現を目指すために、職員全員を対象とする男女平等意識の確立に向けた意識啓発と研修制度の強化を図ります。

あわせて、狛江市役所は市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めていきます。

資 料 編

- 1 狛江市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱……………45
- 2 狛江市男女共同参画推進計画策定委員会 委員名簿……………46
- 3 狛江市男女共同参画推進計画策定委員会開催経過……………47
- 4 国際婦人年以降の男女平等推進施策のあゆみ……………48
- 5 関連資料
 男女共同参画社会基本法……………51
 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律……58
 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章……………69
- 6 用語解説……………72

1 狛江市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 狛江市における男女共同参画社会の実現を目的とし、狛江市女性行動計画 2001「こまえ男女平等推進プラン」を改定し、新たな狛江市男女共同参画推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、狛江市男女共同参画推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する調査、研究及び協議に関すること。
- (2) 計画策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員 15 人をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 識見を有する者 6名
- (3) 公募による市民委員 4名以内
- (4) 行政職員 3名

2 委員会は、前条第1項第1号の事項を検討するため、委員をもって構成する複数の作業部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、第3条第1項各号に規定する委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 狛江市男女共同参画推進計画策定委員会 委員名簿

No	選出区分	氏名
1	学識経験者	戒能 民江
2	学識経験者	脇坂 明
3	有識者	大塚 隆人
4	有識者	亀山 陽子
5	有識者	高橋 寿之
6	有識者	西山 偕子
7	有識者	母子自立支援員
8	有識者	前 みつ子
9	公募市民	鈴木 真理子
10	行政職員	高橋 善治
11	行政職員	吉田 知弘
12	行政職員	平林 浩一

3 狛江市男女共同参画推進計画策定委員会開催経過

日程	会議	内容
平成 21 年 6 月 18 日	第 1 回	・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・委員会の進め方について ・「こまえ男女平等推進プラン」について ・改定計画の方針、案について ・作業部会について ・市民意識調査アンケート報告
7 月 17 日 ~ 8 月 18 日	3 部会（各 2 回） ・DV 対策 (7/17・7/24) ・子育て支援 (7/31・8/7) ・ワーク・ライフ・バランス (8/3・8/18)	・配偶者暴力(DV)と基本計画について(DV 班) ・子育て支援対策について(子育て支援班) ・ワーク・ライフ・バランスについて(WLB 班)
9 月 3 日	第 2 回	・部会報告 ・中間計画骨子案について
10 月 4 日	計画骨子案市民フォーラム(エコルマホール展示多目的室にて開催)	・計画骨子案について ・ワーク・ライフ・バランスについて
11 月 4 日	第 3 回	・計画素案について
11 月 29 日	計画素案市民説明会 (中央公民館地下ホールにて開催)	・計画素案について ・計画の愛称募集
12 月 15 日 ~ 平成 22 年 1 月 12 日	パブリックコメント	・計画素案について ・計画の愛称募集 広報紙折込、ホームページ、メール、FAX 等
2 月 18 日	第 4 回	・パブリックコメントについて ・計画案について
3 月 12 日		・計画案市長報告

4 国際婦人年以降の男女平等推進施策のあゆみ

年次	国連等	国・都	狛江市
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択 ○第30回国連総会で1976年～85年を「国連婦人の10年」と宣言	○総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室(企画推進会議)を設置	○昭和46年より社会教育事業の中で女性問題学習に取り組み始める
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に婦人労働問題担当室を設置	○育児休業法施行 ○民法改正(離婚後婚氏続称制度)	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館開設 ○東京都婦人相談センター発足	
1978年 (昭和53年)		○「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	○公民館で「女性の悩みごと相談」実施
1979年 (昭和54年)	○第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択	○東京都婦人情報センター開設	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○民法改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設) ○女子差別撤廃条約署名	
1981年 (昭和56年)	○女子差別撤廃条約発効	○「国内行動計画後期重点目標」策定 ○母子福祉法改正	
1982年 (昭和57年)			
1983年 (昭和58年)		○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定	
1984年 (昭和59年)		○改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)	
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○国民年金法改正(女性の年金権確立) ○男女雇用機会均等法成立 ○女子差別撤廃条約批准(6月)	○婦人問題協議会設置
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行	○「男女平等に関する市民の行動と意識調査」実施 ○婦人問題協議会報告 ○婦人行動計画策定
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(総理府)	
1988年 (昭和63年)		○労働基準法の一部改正(労働時間の短縮)	
1989年 (平成元年)	○第44回国連総会で「児童の権利に関する条約」採択	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表	○女性関係事業庁内推進会議設置
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)	第78回ILO総会で「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採決	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ○女性問題解決東京都行動計画策定	
1992年 (平成4年)		○育児休業法施行 ○東京女性財団設立	○第1回女性フォーラム開催

年次	国連等	国・都	狛江市
1993年 (平成5年)	○第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択	○「パートタイム労働法」施行	○「男女平等に関する市民意識調査」実施
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択	○児童の権利に関する条約批准 ○総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会を設置 ○男女共同参画推進本部発足	○女性行動計画策定 ○女性行動計画推進会議設置
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」を採択	○改正育児休業法施行(介護休業制度) ○「東京ウィメンズプラザ」開館	
1996年 (平成8年)		○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ) ○「男女共同参画2000年プラン」策定(総理府)	
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会設置法」施行 ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正	○男女平等理解のための職員研修会開催
1998年 (平成10年)		○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申 ○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	
1999年 (平成11年)	「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択、発行	○(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行	○女性行動計画推進本部設置 ○職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則施行
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) (北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書)	○「ストーカー行為等規制法」施行 ○男女共同参画基本計画策定 ○東京都男女平等参画基本条例施行	○職員旧姓使用取扱要綱施行 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ○「男女共同参画に関する職員意識調査」実施
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ○「DV防止法」施行	○「狛江市女性行動計画2001～こまえ男女平等推進プラン」策定 ○こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部設置 ○こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置

年次	国連等	国・都	狛江市
2002年 (平成14年)		- 改正「育児・介護休業法」施行 - 男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」計画期間：平成14年～平成18年度	- 女性悩みごと相談開始 - 男女共同参画推進フォーラム実行委員会設置 - 男女平等フォーラムで情報紙「こまえる」発行 - 市役所2階ロビーに「男女平等関係資料コーナー」開設
2003年 (平成15年)	女性差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」	「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」成立	
2004年 (平成16年)		「性同一性障害者特例法」施行 「DV防止法」改正 - 内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催	- 改正「育児・介護休業法」施行 - 男女共同参画計画(第2次)策定	「男女平等に関する市民意識調査」実施
2006年 (平成18年)		- 東京都配偶者暴力対策基本計画策定 - 改正「男女雇用機会均等法」成立	
2007年 (平成19年)		- 男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」策定 - 改正「男女雇用機会均等法」施行 「パートタイム労働法」改正 「DV防止法」改正	
2008年 (平成20年)		- 改正「DV防止法」施行 - 改正「パートタイム労働法」施行	
2009年 (平成21年)			「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 - 男女共同参画推進計画策定委員会設置 - 計画骨子案市民フォーラム開催 - 計画素案市民説明会開催 - 計画素案パブリックコメント実施
2010年 (平成22年)			「男女共同参画推進計画」策定

5 関連資料

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

(平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

(平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会)

男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策

定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委

員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点

に立った国際協力の一層の推進に努めること。
右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な 法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正:平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用

について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するように努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫

を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他そ

の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる

事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようと

する人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

(仕事と生活の調和が実現した社会の姿)

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

- （1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- （2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- （3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- （4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

6 用語解説

【アンペイドワーク】

賃金の支払われない家事労働(家事・育児・介護)などは無償労働(アンペイド・ワーク)といわれ、その大半は専業主婦を中心とする女性が担っている。1990 年代後半以降、無償労働を社会的に評価する必要性が強調されている。

【NGO】

「Non-Governmental Organizations,」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、国内・国際の両方がある。日本では、NGO という言葉が、国際的なものとして使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用される。

【NPO】

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法(1998 年 3 月成立)により法人格を得た団体(特定非営利活動法人)のことを指す。

【ジェンダー】

先天的・身体的・生物学的性別を示すセックス(sex)に対する、「社会的・文化的な性のありよう」のことを一般に日本ではジェンダーという。(この場合の「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではない。)

一方、欧米においては"gender"は、生物学的性の概念を含み、また文化的な差異とも異なるものとして認められる。

【スキルアップ】

仕事に必要な技術や技能をスキルというが、これを自ら磨き上げて現在の仕事・昇進 には勿論、再就職や、転職を有利にするのがスキルアップである。

【セクシュアル・ハラスメント】

職場・学校などで(法的な取決めがあるのは職場のみ)、「相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。例えば、「職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる」といった性別を問わない用例である。

異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動(職場に水着写真を貼るなど)をすることや、自分の行為や自分自身に対して、相手が「不快」であると考えているのも関わらず、法令による場合や契約の履行以外での接触を要求すること、同性同士で同様の言動をすることも含まれる。

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す。身体的虐待：殴る・蹴る・突き飛ばす・髪を引っ張る・押さえつける・首を絞める・物をぶつける・物を使って殴る・物を壊す・熱湯や水をかける・煙草の火を押しつける・唾を吐きかける・部屋に閉じ込める・怪我をしているのに病院へ行かせない、などといった一方的な暴力行為。靴下を近づける、素足を顔に近づける等。精神的虐待：恫喝したり日常的に罵る・無視する・無能役立たずと蔑む・他人の前で欠点をあげつらう・友人と会わせない・終始行動を監視する・出て行けと脅す・別れるなら死ぬと狂言自殺する・子どもや身内を殺すなどと脅す・ペットを虐待してみせる・野菜をちぎる、など。ストレスとなる行為を繰り返し行う。性的虐待：性交の強要・避妊をしない・特別な行為を強要する・異常な嫉妬をする、など一方的な行為で、近親間強姦とも呼べる。中絶賛成派は中絶をさせないこともこの中に含まれるとしている。経済的暴力：仕事を制限する・生活費を入れない・家の金を持ち出す・無計画な借金を繰り返す・買い物の指図をする、など。社会的隔離：近親者を実家や友人から隔離したがる・電話や手紙の発信者及び内容を執拗に知りたがる・外出を妨害する、など。

【パートナーシップ】

行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

【フレックスタイム制】

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つである。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分けて実施するのが一般的。

【法テラス】

日本司法支援センターの愛称で、総合法律支援法に基づく法人。日本中で法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関である。

法テラスは、「法で社会を明るく照らす」「陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする」という思いを込める。2006年4月10日に設立され、同年10月2日に業務を開始する。

【メディア・リテラシー(情報活用能力)】

新聞やテレビなどの内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。イギリスやオーストラリアなどの英語圏では、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育がさかんである。日本でもメディアリテラシーの重要性が教育界で叫ばれるようになり、新聞を使った授業などが行われている。メディアリテラシーが充実すると、メディアの実情がわかる消費者がふえ、マスメディア側の立場を危うくするが、マルチメディア時代には不可欠なものである。

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】

世界保健機関(WHO)はその定義を「人々は安全で満足できる性生活をおくり、子供を産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由を持つべきである。さらに人々は生殖に関連する適切な情報とサービスを受ける権利を有する。その対象はまた、性に関する健康も含まれており、その目的は、生殖や性感染症に関するカウンセリングやケアを受けられるにとどまらず、個人と他人の生活との相互関係を向上させることを目的としたものである」としている。ここでは「健康」と同時に「権利」が重視されており、その点からリプロダクティブ・ヘルス/ライツと記載される。

刊行物番号

H21 - 44

狛江市男女共同参画推進計画
ともに生きる こまえ 21 プラン

平成 22 年 3 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室
狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 110 円